

## 国の文化芸術政策の動向について

## 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

## 第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

## 第二 改正の概要

## 1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

## 2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

## 3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

## 4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

## 5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

## 第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

## 「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要 ～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

### 本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」（関係府省庁の局長級会議）での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づき評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広く取り取って審議。

### I 文化芸術政策を取り巻く状況等

#### （1）文化芸術の価値（本質的価値）

- ・豊かな人間性を涵養，創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

#### （社会的・経済的価値）

- ・他者と共感し合う心，人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観，人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持，世界平和の礎

#### （2）文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



文化芸術立国の実現を

### II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという**文化芸術基本法の精神**を前提とし、以下のように定める。

#### 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

#### 目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

#### 目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

#### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

## 文化芸術の振興に関する基本的な方針 —文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

### <今回の改訂のポイント>

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

#### 【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ✓ あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ✓ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ✓ 被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ✓ 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

#### 【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ)  
 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に約6割へ)  
 寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に倍増へ)  
 鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に約8割へ)  
 文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に約4割へ)  
 訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に2000万人へ)

### 第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓ 地方創生:文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に!
- ✓ 2020年東京大会:全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- ✓ 東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ✓ 文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

### 第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

#### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ✓ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ✓ 日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ✓ 地域の多様な主体による文化政策の立案
- ✓ 国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ✓ 文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携
- ✓ 日本版アーツカウンシル
- ✓ 障害者の芸術活動の振興
- ✓ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ✓ 全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ✓ 2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請、民間企業等の活動の促進

重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ✓子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ✓学校における芸術教育の充実
- ✓雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ✓指定管理者制度の理解の促進
- ✓伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

重点戦略3:文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ✓文化財の適切な状態での保存・継承
- ✓文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ✓「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みの創設
- ✓歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ✓ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ✓水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4:国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ✓日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ✓国内外の国際的芸術イベントの充実
- ✓文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ✓デジタルアーカイブ化(映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等)の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信
- ✓日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ✓文化施設等をユニークベニュー(\*1)として公開・活用し、MICE(\*2)の誘致や開催  
(\*1)ユニークベニュー:歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。  
(\*2)MICE:Meeting(企業等のミーティング)、Incentive(企業等の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。
- ✓我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ✓東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ✓外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5:文化芸術振興のための体制の整備

- ✓国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ✓『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ✓文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ✓デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興  | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進    | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解    | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等  | 10 その他の基盤の整備等  |